平成２５年（フ）第６７０号
京都市北区鷹峯土天井町１番地３　美咲ハイツ301、破産手続申立時の住所京都市中京区富小路通蛸薬師下る高宮町593　ライフＢＯＸ20　３－Ｅ号室
債務者　牧田三郎こと　牧田かける
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　由起
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２９６号
岡山県倉敷市児島田の口４丁目15番５号
債務者　入江　賢二
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　将之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１１号
神奈川県平塚市南原１丁目４番37―102号　ベルエア平塚南原
債務者　宇野　博隆
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　憲悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６２６号
埼玉県秩父市下影森字聖山6650番地、住民票上の住所広島市佐伯区美鈴が丘緑２丁目５番16号
債務者　宇野未津子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　憲悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２０号
秋田市雄和田草川字鉾155番地26
債務者　福田　　修
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　佳典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５７号
徳島県吉野川市鴨島町鴨島58番地７、旧住所徳島市国府町中58番地の１
債務者　濱田　光寛
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白川　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９５号
埼玉県日高市横手２丁目33番地12
債務者　本間　義久
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　匡彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月16日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３６７号
埼玉県飯能市大字岩沢270番地２　ハイツおぎわら202
債務者　本橋　豊子
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　勇気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３６８号
埼玉県飯能市大字岩沢270番地２　ハイツおぎわら202
債務者　本橋　秀人
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　勇気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３０号
長野県伊那市西町4935番地
債務者　鈴木　吉保
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第１１４号
山形県寒河江市大字高屋字西浦413番地　高屋宿舎２号棟203号室
債務者　篠村　大亮
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後０時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１５号
山形県寒河江市大字高屋字西浦413番地　高屋宿舎２号棟203号室
債務者　篠村　千裕
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後０時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０１号
函館市富岡町２丁目62番29号
債務者　今村信一郎
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１４１号
茨城県つくば市竹園３丁目21番地１　510棟215号
債務者　佐藤　　彰
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第３７８号
埼玉県ふじみ野市南台２丁目12番１号
債務者　小山　忠志
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１８８号
埼玉県本庄市前原１丁目14番９号
債務者　齋藤　　博
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部